「文化創造都市高岡」 ロゴマーク·関連イラスト等利用の手引

令和7年6月 高岡市

INDEX

| 1. | この手引の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
|----|--|
| 2. | ロゴ・関連イラストについて ・・・・・・・・・・・・・2 |
| 3. | 利用方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・4 |
| 4. | 利用できるロゴマークおよびデザイン規定 ・・・・・・・・・・・ 5 |
| 5. | 利用できる関連イラスト等およびデザイン規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 6. | 禁止事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 |
| 7 | - 著作権について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 |

1. この手引の目的

この手引は、文化創造都市高岡のロゴマークおよび関連イラスト等(以下、「ロゴ・関連イラスト」という。)を利用する際の申請方法やデザインの規定、注意点、および具体的な使用例を定めたものです。文化創造都市高岡の趣旨をご理解いただき、正しくご利用ください。

なお、本手引は事前の通知なく改訂される場合があります。本手引に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

<問合せ先> 高岡市生活環境文化部文化国際課 E-mail/bunka@city.takaoka.lg.jp TEL/0766-20-1255

2. ロゴ・関連イラストについて

●「文化創造都市高岡」とは

富山県西部の中心都市・高岡市は、約 400 年前に加賀藩二代当主・前田利長公が開いたまち。高岡銅器、高岡漆器などの伝統産業と、アルミ・化学・パルプなどの近代産業がともに盛んな、日本海沿岸を代表する、ものづくりのまちとして発展してきました。

奈良時代には大伴家持が国守として赴任し、多くの歌を詠んだ高岡。高岡城跡、国宝・瑞龍寺、 山町筋や金屋町の伝統的な町並みなど、歴史的・文化的資産が数多く残されています。高岡御車 山祭、伏木曳山祭(けんか山)、福岡つくりもんまつりなどの祭礼にも、昔も今も変わらぬ人々 の心意気が受け継がれています。

高岡の暮らしの根底に流れる歴史や文化を知り、市民一人ひとりがより創造的に、これからのまちの活力を生み出していくために、高岡市では高岡の文化力を活かし、「文化創造都市高岡」を 推進しています。

●「文化創造都市高岡」ロゴ・関連イラストについて

高岡は、開町まもなく城主が他界し、一国一城令で高岡城が廃城となる危機にみまわれますが、 商工本位への政策転換を踏まえ、商人や職人ら町民のまちとして繁栄してきたという歴史があり ます。町並み、生業や伝統行事など随所にその心意気が見られ、これら先人のDNAは現在も受 け継がれています。先人の築いたまちとそのDNAを未来につなごうとしている様子を、キャッ チコピー「ライバルはご先祖様。」で表しています。

また、まちの発展に貢献してきた様々なご先祖様をイラストキャラクターで表現し、現代の高岡 の発展に貢献しているまちづくり人、職人、芸術家、若衆(職人の卵、学生等)、町役人(行政 の人)、旅の人(来訪者・移住者)とを重ね合わせています。

(ロゴマーク)

TAKAOKA

ライバルはご先祖様。文化創造都市高岡

TAKAOKA

ライバルはご先祖様。歴史薫るまち高岡

(イラストキャラクター)



町役人



まちづくり人



職人



旅の人



若衆



芸術家

3. 利用方法について

- ●営利を目的としない場合は、事前の申請は必要ありません。『「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用規約』をよく読み、正しくご利用ください。
- ●営利目的(商用利用)での利用をご希望の方は、『「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等の商用利用に関する規程』をご確認の上、必ず利用許諾申請を行ってください。

<申請方法>

「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用許諾申請書(様式第1号)に必要事項 <u>を記入</u>し、以下の窓口まで提出をお願いいたします。事務局にて申請書を受領後、2週間以内 を目安に審査結果をご連絡いたします。

なお、<u>利用期間は最大2年間</u>となります。2年間を超える場合、再度申請書の提出をお願いします。ただし、在庫整理の期間として引き続きロゴ・関連イラストを利用する場合は、申請書の提出は不要です。

く申請書提出先>

高岡市生活環境文化部文化国際課

住所/〒933-8601 富山県高岡市広小路 7番 50号

TEL \(\sigma 0766 - 20 - 1255 \)

E-mail/bunka@city.takaoka.lg.jp

<利用許諾申請提出後の流れ>

- ・利用許諾後、高岡市から「文化創造都市高岡」ロゴマーク・関連イラスト等利用許諾通知書 をお送りします。
- ・関連イラストは、必ずロゴマークとセットでお使いください。
- ・利用に際しては、「◎ 高岡市」または「◎ TAKAOKA City」を付記してください。
- ・その他、本手引に記載するデザイン規定を遵守して利用してください。
- ・対象物の完成後、完成品(難しい場合はその写真)の提出をお願いいたします。

4. 利用できるロゴマークおよびデザイン規定

- ・ご利用の際は、最新のデータを文化創造都市高岡ウェブサイトからダウンロードのうえ利用してください。
- ・キャッチコピー「ライバルはご先祖様。文化創造都市高岡」または「ライバルはご先祖様。歴 史薫るまち高岡」とセットで利用してください。
- ・ウェブサイトからダウンロード可能なデータ形式、データサイズ以外のものをご希望の場合 は、文化国際課までご相談ください。



ロゴ01



ロゴ02

●余白(アイソレーション)設定と最小使用サイズ

- ・ロゴは以下に図示した範囲内に他のデザイン要素や文字などを入れないでください。ロゴ表示 の独立性を損なわない程度の背景の上にのせることは構いません。
- ・印刷物における最小使用サイズは「20mm」とします。これ以下のサイズでは使用しないでください。印刷物以外の場合は、個々の適用物に応じた再現可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。





●表示色

- カラーは原則として黒です。
- ・背景が写真や濃い色のためロゴが黒では認識しづらい場合は、リバース表示(白)も可能です。

5. 利用できる関連イラスト等およびデザイン規定

- ・ご利用の際は、最新のデータを文化創造都市高岡ウェブサイトからダウンロードのうえ使用してください
- ・関連イラストは、必ずいずれかのロゴマークとセットでお使いください。
- ・<u>利用に際しては、「◎ 高岡市」または「◎ TAKAOKA City」を付記</u>してください。
- ・ウェブサイトからダウンロード可能なデータ形式、データサイズ以外のものをご希望の場合 は、文化国際課までご相談ください。

(イラストキャラクター)















町役人01

町役人 02

まちづくり人

職人

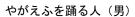
旅の人

若衆

芸術家

(関連イラスト)

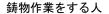






やがえふを踊る人(女)







万葉歌人(男)



万葉歌人 (女)



観光客01



観光客02



観光客03



観光客04



観光客05



観光客06



(その他)





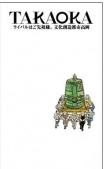




名刺テンプレート縦(表)











名刺テンプレート縦 (表・無地)









名刺テンプレート縦(裏)



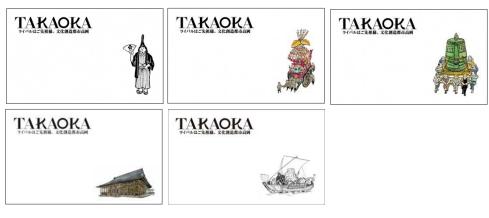
高岡太郎 TAKAOKA TARO







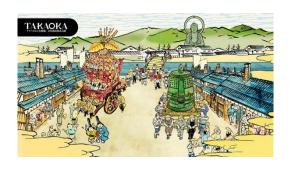
名刺テンプレート横(表)



名刺テンプレート横 (表・無地)



名刺テンプレート横(裏)



壁紙(オンライン会議背景としても使えるもの)

●表示色

- ・ロゴマークは、原則として黒(モノクロ)です。背景が写真や濃い色のため認識しづらい場合は、リバース表示(白)も可能です。
- ・関連イラストは、あらかじめ設定されているカラーのままお使いください。印刷物がモノクロ や単色指定の場合など、やむを得ない理由がある時に限りモノクロまたは単色も可とします。

6. 禁止事項

●ロゴマークの書体・組合せの変更

ロゴマーク、キャッチコピーともに、下記に挙げるような変更を禁止します。



長体・平体の変形表示



斜体の変形表示



反転表示



文字間の変更



太さの変更



書体の変更



規定以外の組み方 (一部の文字が大きい等)



キャッチコピーの改変



規定以外の色での表示 ・部分的な色の変更

●イラストの改変

関連イラストともに、下記に挙げるような変更を禁止します。



長体・平体の変形表示



斜体の変形表示



反転表示



設定色以外の色での表示 ・部分的な色の変更



線の太さの変更



一部をトリミングする等の改変

●セリフに関する表現

・キャラクターにセリフをつけることは可能ですが、ネガティブな表現や特定の人物・商品・団体・思想等を推奨あるいは批判する内容や表現は認められません。



●その他

- ・画像データの変形や一部をトリミングするなどの加工は禁止します。
- ・明らかに「文化創造都市高岡」PRの趣旨と関係のない利用や、画像の色調等の修正により、 当初の画像の持つイメージを変えてしまう利用はお断りいたします。
- ・画像データを賃貸目的に利用することや、画像データをコピーして第三者に販売又は譲渡する ことを禁止します。
- ・画像データを利用することによる次の行為を禁止します。
 - (1)名誉を棄損する行為又は公序良俗に反する行為
 - ②特定の個人、法人、団体を支援又は公認しているような誤解を与える行為
 - ③特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる行為
- この条項のいずれかに違反された場合、高岡市はその利用を差し止めることができるものとします。
- ・高岡市は、利用者が前項の規定により利用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負いません。
- ・利用者は、画像データを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、高岡市はその賠償の責めを負いません。
- 利用者が、画像データの利用に際して、故意または過失により高岡市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を高岡市に賠償することとします。

7. 著作権について

・本サイトの画像データについては、著作権その他の知的財産権も利用者に譲渡されるものではなく、これらは全て高岡市に留保されており、著作権法及び著作権に関する国際法によって保護されています。